

令和2年度 第19回庁議要旨

日時：令和3年1月13日（水）

午前9時～同45分

会場：防災センター

[審議事項]

1 石巻市農業委員会委員候補者選考委員会の附属機関への位置付けについて（産業部）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行され、非常勤特別職の地方公務員の任用要件が厳格化されている。

現在、要綱に基づき設置されている「石巻市農業委員会委員候補者選考委員会」については、その役割や機能から附属機関として位置付けることが適切であると判断される。

これまで要綱により設置していた「石巻市農業委員会委員候補者選考委員会」について、地方自治法上の附属機関として位置付け、適正な運用を図る。

(1) 主な内容

石巻市農業委員会委員候補者選考委員会条例を制定し、石巻市農業委員会委員候補者選考委員会の設置等に関する規定を設けるとともに、石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例について、必要な改正を行う。

(2) 今後の予定

令和3年2月 市議会第1回定例会に、石巻市農業委員会委員候補者選考委員会条例の制定及び石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和3年4月1日）

2 石巻市営住宅の入居に関する制度の見直し等について（建設部）

令和2年7月から「石巻市営住宅等の用途廃止に伴う入居者移転計画」（以下「移転計画」という。）により、既存市営住宅の入居者の復興公営住宅への移転を進めているが、現行の石巻市営住宅条例では、60歳未満の若年単身者の入居（移転計画による入居を含む。）は、過疎地域等に限定されている。

また、市営住宅のうち飯野川本屋敷住宅は昭和40年の供用開始から50年以上が経過し、施設の老朽化も著しいため、令和2年3月以降募集停止としている。

移転計画にもとづく市営住宅への入居の場合、市内全域への入居を可能とし、事業の推進を図る。また、老朽住宅を用途廃止し、適正な管理戸数の確保を図る。

(1) 主な内容

石巻市営住宅条例の一部改正を以下のとおり行う。

- ① 移転計画にもとづく若年単身者の市営住宅への入居は、市内全域への入居を可能とする。
- ② 飯野川本屋敷住宅を用途廃止し、令和3年度中に解体する。

(2) 今後の予定

令和3年2月 市議会第1回定例会に、石巻市営住宅条例の一部改正について提案
(施行予定年月日：令和3年4月1日)

3 石巻市民会館及び石巻文化センターの廃止について（教育委員会）

東日本大震災により被災した石巻市民会館及び石巻文化センターについては、被災公共施設再建（廃止）方針に基づき、既存施設を廃止し、新たに「複合文化施設」として整備を進めており、令和3年4月から供用開始する予定としている。

用途廃止し解体した石巻市民会館及び石巻文化センターについて、国の公立社会教育施設等災害復旧事業に係る現地調査が終了したことから、関係条例等の整理を行う。

(1) 主な内容

【廃止する施設概要】

石巻市民会館

- ① 施設の位置 石巻市不動町二丁目16番1号
- ② 設置年月日 昭和42年7月11日
- ③ 建物構造及び施設面積 鉄筋コンクリート造（ホール）ほか2棟 4,465㎡

石巻文化センター

- ① 施設の位置 石巻市南浜町一丁目7番30号
- ② 設置年月日 昭和61年10月28日
- ③ 建物構造及び施設面積 鉄筋鉄骨コンクリート造ほか1棟 5,979㎡

(2) 今後の予定

令和3年2月 市議会第1回定例会に石巻市民会館条例及び石巻文化センター条例の廃止並びに暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和3年4月1日）

3月 石巻市民会館条例施行規則、石巻文化センター管理規則ほか関係規則の廃止

4 石巻市民プール及び雄勝グラウンドの廃止について（教育委員会）

東日本大震災により被災した石巻市民プール及び雄勝グラウンドについては、被災公共施設再建（廃止）方針に基づき、既存施設を廃止することとしている。

「石巻市民プール」については、被災公共施設の再建ではなく、プール施設の在り方も含め、今後の必要性を検討することとしており、「雄勝グラウンド」については、雄勝中心部地区に雄勝体育施設として多目的運動広場の再建を進めており、令和3年4月から供用開始する予定としている。

用途廃止し解体した石巻市民プールについて、関係条例等の整理を行う。

また、雄勝グラウンドについても、国の公立社会教育施設等災害復旧事業に係る現地調査が終了したことから、関係条例等の整理を行う。

(1) 主な内容

【廃止する施設概要】

石巻市民プール

- ① 施設の位置 石巻市不動町二丁目18番
- ② 設置年月日 昭和48年6月23日
- ③ 建物構造及び施設面積 鉄筋造平屋建、鉄筋コンクリート造 11,906㎡

雄勝グラウンド

- ① 施設の位置 石巻市雄勝町雄勝字寺24番地
- ② 設置年月日 昭和51年3月29日
- ③ 施設面積 17,388㎡

(2) 今後の予定

- 令和3年2月 市議会第1回定例会に石巻市営運動場条例の一部改正及び暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和3年4月1日）
- 3月 石巻市営運動場管理規則及び石巻市営運動場使用料規則の一部改正（施行予定年月日：令和3年4月1日）

5 石巻市雄勝B&G海洋センターの廃止について（教育委員会）

東日本大震災により被災した石巻市雄勝B&G海洋センターについては、被災公共施設再建（廃止）方針に基づき、既存施設を廃止し、新たに雄勝中心部地区に「雄勝体育施設」として体育館、多目的運動広場、艇庫の再建整備を進めており、令和3年4月から供用開始する予定としている。

用途廃止し解体した雄勝B&G海洋センターについては、国の公立社会教育施設等災害復旧事業に係る現地調査が終了したことから、関係条例等の整理を行う。

(1) 主な内容

【廃止する施設概要】

石巻市雄勝B&G海洋センター

- ① 施設の位置 石巻市雄勝町雄勝字船戸神明17番地
- ② 開所年月日 昭和62年5月22日（B&G財団により開所）
- ③ 譲渡年月日 平成2年10月30日（B&G財団から無償譲渡）
- ④ 建物構造及び施設面積

体育館等	鉄筋コンクリート造2階建	1,716.17㎡
プール	鉄骨造平家建	875.07㎡
艇庫	鉄骨造3階建	298.53㎡

(2) 今後の予定

- 令和3年2月 市議会第1回定例会に石巻市B&G海洋センター条例の廃止及び暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和3年4月1日）
- 3月 石巻市雄勝B&G海洋センター管理規則及び石巻市雄勝B&G海洋センター使用料規則の廃止

6 道の駅「上品の郷」の利用料金の改定等について（河北総合支所・産業部）

道の駅「上品の郷」は地域資源の有効活用と地域産業の活性化を図るとともに、経済・情報・交流の拠点と賑わいの場を創出する目的を効率的かつ効果的に達成するため指定管理者制度を導入して

運営を行っているが、指定管理者（株式会社かほく・上品の郷）による温泉保養施設の運営及び直営によるレストラン経営については、収益の改善が必要となっている状況である。

今般、指定管理者（株式会社かほく・上品の郷）から、温泉保養施設の利用料金の改定及び食事提供に関する業務を、直営事業から外部事業者の導入を図りたい旨の要望を受けた。

また、現在道の駅「上品の郷」は、指定管理者と第三セクターが一体的に運営しているが、両者の業務の明確化を図り、効率化を図るため、関係規定等の改正を行う必要が生じている。

利用料金の改定及び利用の許可等の規定改正により、業務の明確化が図られるとともに、収益の改善と施設運営の自由度の向上を図る。

(1) 主な内容

① 利用料金の改定について

温泉保養施設を利用する「入浴」の区分中、平日と休日の別をなくし、利用料金設定基準を現行の休日単価に統一する。

また、「入浴割引回数券（11回券）」について、平日のみの利用であったものを、平日と休日の別をなくし、休日も利用できるようにする。

そして、施設の利用（施設を占有する場合に限る。）については、既存の地域振興施設と温泉保養施設の「区画」による利用料金の設定を、「平米単価」による利用料金設定へ変更し、貸出スペースを拡大することで、食事提供に関して外部事業者による運営を可能とする。併せて、自動販売機置場等の区分の追加や備考の文言等を整備する。

② 利用の許可等の規定改正について

道の駅「上品の郷」の事業に、「道路利用者への休憩の場の提供に関すること」を追加する。

また、指定管理者と第三セクターの業務の明確化を図るため、「販売活動に関すること」及び「食事の提供に関すること」については、「地場産品、飲食物その他の物品を販売等するための施設の提供に関すること」に改める。

さらに、指定管理者が行う業務に、「施設の利用の許可等に関する業務」を追加し、「利用の許可等」、「利用許可の取消し」、「原状回復義務」、「利用料金の減免」等の規定を新たに設け、文言等の整備を行い、指定管理者が行う業務の明確化を図る。

※詳細は別紙のとおり

(2) 今後の予定

令和3年 2月 市議会第1回定例会に道の駅「上品の郷」条例の一部改正について提案
(施行予定年月日：令和3年4月1日)

3月 食事提供の外部事業者の公募・選定作業

4月 道の駅「上品の郷」条例施行規則の一部改正、施行
改正後の新たな料金体系による温泉保養施設の営業開始

5月 外部事業者による食事提供の開始

7 市営牧場の一部除外について（河北総合支所・産業部）

石巻市河北上品山牧場において放牧頭数の減少に伴い牧場として利用していない敷地について、その一部を畜産農家（地元酪農組合）へ放牧地として単年度貸し付けを行っている。今回、貸付を

行っている畜産農家から、土地の有効利用と畜産振興を目的に長期貸付の申出があった。

長期貸付の申出があった敷地を市営牧場から除外し、地元酪農家へ長期貸付を行うことにより、土地の有効活用と畜産振興を図る。

(1) 主な内容

石巻市河北上品山牧場の一部で、放牧頭数の減少に伴い牧場として利用していない敷地について、市営牧場から除外する。

(2) 今後の予定

令和3年 2月 市議会第1回定例会に石巻市営牧場条例の一部改正について提案
(施行予定年月日：令和3年4月1日)

4月 石巻市営牧場条例施行規則の一部改正（施行予定年月日：令和3年4月1日）
長期貸付に係る申請受理、貸付開始

【報告事項】

1 令和2年度市民意識調査の集計結果報告書について（総務部）

本調査は、広聴事業として実施しており、市の施策の特定事項について市民の関心、意向、要望等を調査し、市民の意見を市政に反映させるもの。

(1) 主な内容

調査対象者・調査内容等

- ① 調査対象者数：2,700人（市内に居住する満18歳以上の男女から無作為抽出）
- ② 調査期間：令和2年7月15日（水）～8月5日（水）
- ③ 調査項目：ア 東日本大震災に伴う復旧・復興事業について
イ SDGs（持続可能な開発目標）について
ウ 男女共同参画について
エ 市民公益活動団体について
オ 広報活動について
カ 障害者福祉について
キ 石巻市中心市街地活性化について
ク 観光に関する意識について
ケ 環境について
- ④ 回収結果：（回収件数）1,180件、（回収率）43.7%
- ⑤ 調査結果：別添「令和2年度石巻市市民意識調査 集計結果報告書」のとおり

(2) 今後の予定

令和3年1月 集計結果報告書を石巻市議会、石巻記者クラブ、国会図書館等へ送付するほか、情報公開コーナーに設置し、ホームページに掲載する。

【その他】

・令和2年度宮城県原子力防災訓練について（総務部）

以上